

# 保険・年金・税

## 保険

### 後期高齢者医療被保険者証を送ります

75歳以上の人(障害により認定された場合は65歳以上)に新しい同被保険者証(だいだい色)を7月中に送ります。有効期限が切れた同被保険者証(黄色)は破棄してください。

問 保険相談課 ☎ 6858・2301

### 高齢受給者証を送ります

市の国民健康保険に加入する70歳〜74歳の人に新しい高齢受給者証を7月中旬に送ります。7月中に届かない場合は問い合わせてください。また、有効期限が切れた同受給者証は破棄してください。

問 保険相談課 ☎ 6858・2301

### 高額介護サービス費受領委任払承認決定通知書を送ります

7月1日時点で、同制度を利用しており、引き続き同じ施設に入所する人に、8月中旬に承認決定通知書を送ります。

問 保険給付課 ☎ 6858・2295

高額療養費制度限度額適用認定証発行には手続きが必要です

70歳未満の人と70歳以上の下表2※印の区分の人は、限度額適用認定証があれば、医療機関に支払う金額(保険適用分)が下表1・下表2の区分に応じた自己負担限度額までになります。下表2※印のない区分の人は認定証は不要です(被保険者証と高齢受給者証の提示が必要)。

問 保険給付課 ☎ 6858・2295



### 国民健康保険限度額適用認定証

70歳未満の人と70歳以上の下表2※印の区分の人で、8月からの認定証が必要な人は手続きをしてください。なお、窓口での即日交付は7月5日(水)以降です。

申 申請書(市HPでDL可)を同課に郵送か、国民健康保険証を持って、同課か庄内(シヨコラ内)・新千里の各出張所

### 後期高齢者医療制度

#### 限度額適用認定証

現在認定証を持っており、引き続き8月以降も該当する人に、新しい認定証を7月下旬に送ります。それ以外の下表2※印の区分の人で、8月からの認定証が必要な人は手続きをしてください。

申 申請書(府後期高齢者医療広域連合HPでDL可)を同課に郵送か、後期

高齢者医療被保険者証を持って、同課か庄内・新千里の各出張所

表1 高額療養費制度(70歳未満の人)

区分	所得要件	自己負担限度額(1カ月)
ア	所得合計額<注> 901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% [140,100円]
イ	所得合計額600万円超~ 901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円]
ウ	所得合計額210万円超~ 600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
エ	所得合計額210万円以下の世帯	57,600円 [44,400円]
オ	市民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

[ ]は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額  
<注> 同一世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得の合計額

表2 高額療養費制度(70歳以上の人)

区分	所得要件	自己負担限度額(1カ月)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯) <注1>
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% [140,100円]
	現役Ⅱ※	課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円]
	現役Ⅰ※	課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
一般	課税所得145万円未満	18,000円 <注2>	57,600円 [44,400円]
市民税 非課税世帯	Ⅱ※	市民税非課税世帯	24,600円
	Ⅰ※	市民税非課税世帯で 所得が一定基準未満	8,000円
			15,000円

[ ]は、年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額  
<注1> 同一保険に加入の70歳以上の人の自己負担額を合算  
<注2> 年間上限額144,000円

## 後期高齢者医療制度保険料の決定と軽減判定の見直し

令和5年度の同保険料の決定通知書を7月中旬に送ります。また、失業による大幅な収入減や災害で納入が困難なときは、保険料の減免がでる場合がありますので相談してください。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合 (軽減後の均等割額：年額)
【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき	7割(16,338円)
【基礎控除額(43万円) + 29万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき	5割(27,230円)
【基礎控除額(43万円) + 53万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき	2割(43,568円)

給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者および世帯主の合計人数(2人以上いる場合に適用) ▶給与収入額が55万円を超える人 ▶65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える人 ▶65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える人

なお、令和5年度から同保険料の均等割額の軽減判定基準が上表のとおりになります。

問 保険相談課 ☎ 6858・2301

## 国民年金

### 国民年金保険料の納付が免除される場合があります

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合は、全額か一部が免除または猶予される制度が利用できます。

■ 基礎年金番号が分かるものか、マイナンバーカードを持って国民年金係、庄内(シヨコラ内)・新千里の各出張所。失業による特例の免除・納付猶予の申請は、雇用保険の離職票や受給資格者証などの書類が必要  
 問 同係 ☎ 6858・2264、豊中年金事務所 ☎ 6848・6831

## 税

### 私道・利用制限のある土地 固定資産税の減額制度があります

一部または全部が道路である土地や、がけ地部分を含んでいたり、建築が困難であったりするなど、利用

に制限がある土地は税額が減額される場合があります。当該部分の面積が分かる図面を添えて申告してください。

(広告)

問 固定資産税課 ☎ 6858・214

### 土地・家屋の用途変更の際は申告を

土地や家屋の用途を変更したときは、税額が変更される場合がありますので、速やかに申告してください。用途変更の登記をした場合は申告不要。

問 固定資産税課(土地) ☎ 6858・2148(家屋) ☎ 6858・214



### 今月の市税納期限

固定資産税・都市計画税第2期分の納期限(口座振替の振替日)は、7月31日(月)です。納付方法は納税通知書で確認してください。

問 固定資産税課 ☎ 6858・2150

### 記号の説明

内 内容・テーマ  
 リ ながな・郵便番号・住所・電話番号  
 保 有料保育  
 持 持ち物  
 申 申し込み  
 共 共通  
 催 催し名  
 代 代表者の名前  
 必 必須  
 対 対象・定員  
 費 費用・参加費  
 有 有料  
 連 連続  
 参 参加が必要  
 HP ホームページ  
 DL ダウンロード